

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和五年度第三回）

二 開催日時

令和五年七月十三日 午後二時から午後四時まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

横藤田委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

1 令和五年度答申第二号について、内容に明白な誤謬があったことから、広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行）の規定により、部会長の権限で更正し、審査庁に対する更正書の交付及び審査請求人に対する更正書の写しの送付を、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）において処理したため、審査会事務局が更正の内容の説明を行った。

2 令和四年度諮問第六号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。

3 前項の事案について、審議を行った。

4 第二項の事案の調査審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。